



令和7年12月

令和7年第5回観音寺市議会定例会追加提出議案

- 1 議案第82号 観音寺市議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 2 議案第83号 観音寺市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 3 議案第84号 観音寺市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について
- 4 議案第85号 観音寺市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 5 議案第86号 観音寺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- 6 議案第87号 観音寺市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正について
- 7 議案第88号 観音寺市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について
- 8 議案第89号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 9 議案第90号 令和7年度観音寺市一般会計補正予算（第5号）
- 10 議案第91号 令和7年度観音寺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第92号 令和7年度観音寺市国民健康保険伊吹診療所特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第93号 令和7年度観音寺市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第94号 令和7年度観音寺市介護予防サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第95号 令和7年度観音寺市下水道事業会計補正予算（第4号）

議案第82号

観音寺市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につい

て

観音寺市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり定める。

令和7年12月19日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

人事院勧告に準じ、期末手当の支給月数の規定を改めるため、本案を提出するものであ
る。

別紙

観音寺市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例

第1条 観音寺市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年観音寺市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」に改める。

第2条 観音寺市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の観音寺市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の観音寺市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

議案第83号

観音寺市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
観音寺市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め
る。

令和7年12月19日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

人事院勧告に準じ、期末手当の支給月数の規定を改めるため、本案を提出するものであ
る。

別紙

観音寺市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 観音寺市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年観音寺市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の172.5」を「、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」に改める。

第2条 観音寺市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の観音寺市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の観音寺市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第84号

観音寺市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の
一部改正について

観音寺市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定める。

令和7年12月19日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

人事院勧告に準じ、期末手当の支給月数の規定を改めるため、本案を提出するものであ
る。

別紙

観音寺市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第1条 観音寺市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例（平成17年観音寺市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の172.5」を「、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」に改める。

第2条 観音寺市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の観音寺市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の観音寺市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

議案第85号

観音寺市職員の給与に関する条例の一部改正について

観音寺市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年12月19日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

人事院勧告の趣旨を踏まえ、期末手当及び勤勉手当の支給月数並びに給料表の規定を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 観音寺市職員の給与に関する条例（平成17年観音寺市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に改め、同条第3項中「「100分の70」」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」を加える。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
短時間勤務職員以外の職員	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100

	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300

	28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900
	29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600
	30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400
	31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800
	32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500
	33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000
	34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400
	35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800
	36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200
	37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600
	38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900
	39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200
	40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500
	41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800
	42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
	43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
	44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
	45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
	46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
	47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
	48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	

	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
	51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	

	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	427,300	
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	427,600	
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	427,800	
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	428,000	
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	428,300	
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	428,600	
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	428,800	
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	429,000	
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	429,300	
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	429,600	
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
	86	266,200	305,800	355,700	397,000	409,300		
	87	266,500	306,100	356,100	397,400	409,600		
	88	266,800	306,400	356,500	397,800	409,800		
	89	267,100	306,700	356,700	398,100	410,000		
	90	267,400	307,000	357,100	398,600	410,300		
	91	267,700	307,300	357,500	399,000	410,600		
	92	268,000	307,600	357,900	399,400	410,800		

93	268, 300	307, 800	358, 100	399, 700	411, 000	
94	268, 600	308, 000	358, 400	400, 200	411, 300	
95	268, 900	308, 300	358, 800	400, 600	411, 600	
96	269, 200	308, 700	359, 100	401, 000	411, 800	
97	269, 500	308, 900	359, 400	401, 300	412, 000	
98	269, 800	309, 200	359, 800	401, 800	412, 300	
99	270, 100	309, 500	360, 200	402, 200	412, 600	
100	270, 400	309, 900	360, 600	402, 600	412, 800	
101	270, 700	310, 100	361, 100	402, 900	413, 000	
102	271, 000	310, 400	361, 500	403, 400	413, 300	
103	271, 300	310, 700	361, 900	403, 800	413, 600	
104	271, 600	311, 000	362, 300	404, 200	413, 800	
105		311, 200	362, 800	404, 500	414, 000	
106		311, 500	363, 200	405, 000	414, 300	
107		311, 800	363, 500	405, 400	414, 600	
108		312, 100	363, 800	405, 800	414, 800	
109		312, 300	364, 200	406, 100	415, 000	
110		312, 600		406, 600	415, 300	
111		313, 000		407, 000	415, 600	
112		313, 300		407, 400	415, 800	
113		313, 500				

	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第2条 観音寺市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月

に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の観音寺市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は令和7年4月1日から、改正後の条例第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の規定は令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の観音寺市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第86号

観音寺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

について

観音寺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり定める。

令和7年12月19日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

人事院勧告の趣旨を踏まえ、給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数の規定を改
めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 観音寺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年観音寺市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額 (円)
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第8条第1項の表を次のように改める。

職務の級	給料月額 (円)
1級	200,300
2級	227,800
3級	269,500
4級	290,100
5級	305,700
6級	331,900
7級	374,800

第10条第2項中「「100分の190」と、給与条例第21条第2項の規定の適用については、同項中「100分の105」とあるのは「100分の175」」を「「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第21条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」」に改める。

第2条 観音寺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「「100分の97.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」」に、「「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」」を「「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の観音寺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項及び第8条第1項の規定は令和7年4月1日から、改正後の条例第10条第2項の規定は令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の観音寺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第87号

観音寺市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正について
観音寺市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり定める。

令和7年12月19日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

人事院勧告に準じ、期末手当及び勤勉手当の支給月数並びに給料表の規定を改めるた
め、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 観音寺市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年観音寺市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「100分の125」を「6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に改める。

第8条の2第1項第2号中「100分の105」を「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

会計年度任用職員給料表

職務の級 号給	1級		2級	
	給料月額	円	給料月額	円
1	195,800		242,000	
2	196,900		243,300	
3	198,100		244,700	
4	199,200		246,100	
5	200,300		247,500	
6	202,000		248,900	
7	203,600		250,300	
8	205,200		251,700	
9	206,700		253,100	
10	208,400		254,300	
11	210,000		255,600	
12	211,600		256,900	

13	213, 100	258, 100
14	214, 800	259, 300
15	216, 500	260, 500
16	218, 200	261, 700
17	219, 400	262, 800
18	221, 000	263, 900
19	222, 600	265, 000
20	224, 100	266, 100
21	225, 600	267, 000
22	227, 200	268, 000
23	228, 800	269, 000
24	230, 400	270, 000
25	232, 000	271, 000
26	233, 700	271, 900
27	235, 000	272, 700
28	236, 300	273, 600
29	237, 600	274, 400
30	238, 700	275, 200
31	239, 800	276, 000
32	240, 900	276, 700
33	242, 000	277, 400
34	242, 900	278, 200
35	243, 800	279, 000
36	244, 800	279, 600
37	245, 800	280, 300
38	246, 700	281, 100
39	247, 600	281, 800
40	248, 400	282, 500

41	249, 200	283, 200
42	249, 900	283, 900
43	250, 500	284, 600
44	251, 100	285, 300
45	251, 800	286, 000
46	252, 400	286, 600
47	253, 000	287, 300
48	253, 600	287, 900
49	254, 100	288, 600
50	254, 700	289, 200
51	255, 300	289, 900
52	255, 800	290, 600
53	256, 200	291, 100
54	256, 600	291, 700
55	256, 900	292, 300
56	257, 200	293, 000
57	257, 500	293, 600
58	257, 800	294, 200
59	258, 100	294, 800
60	258, 400	295, 500
61	258, 700	296, 100
62	259, 000	296, 700
63	259, 300	297, 200
64	259, 600	297, 700
65	259, 900	298, 200
66	260, 200	298, 800
67	260, 500	299, 300
68	260, 800	299, 900

69	261, 100	300, 300
70	261, 400	300, 800
71	261, 700	301, 300
72	262, 000	301, 900
73	262, 300	302, 400
74	262, 600	302, 800
75	262, 900	303, 100
76	263, 200	303, 400
77	263, 500	303, 600
78	263, 800	303, 900
79	264, 100	304, 100
80	264, 400	304, 400
81	264, 700	304, 600
82	265, 000	304, 800
83	265, 300	305, 100
84	265, 600	305, 300
85	265, 900	305, 600
86	266, 200	305, 800
87	266, 500	306, 100
88	266, 800	306, 400
89	267, 100	306, 700
90	267, 400	307, 000
91	267, 700	307, 300
92	268, 000	307, 600
93	268, 300	307, 800
94	268, 600	308, 000
95	268, 900	308, 300
96	269, 200	308, 700

97	269, 500	308, 900
98	269, 800	309, 200
99	270, 100	309, 500
100	270, 400	309, 900
101	270, 700	310, 100
102	271, 000	310, 400
103	271, 300	310, 700
104	271, 600	311, 000
105		311, 200
106		311, 500
107		311, 800
108		312, 100
109		312, 300
110		312, 600
111		313, 000
112		313, 300
113		313, 500
114		313, 700
115		314, 000
116		314, 400
117		314, 600
118		314, 800
119		315, 100
120		315, 400
121		315, 700
122		315, 900
123		316, 200
124		316, 500

125		316,800
-----	--	---------

第2条　観音寺市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第8条の2第1項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第1条の規定は令和8年1月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。ただし、勤務時間が週平均15.5時間以上の者であって、令和7年12月1日在籍しているものに限り、第1条の規定による改正後の観音寺市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項及び別表の規定は令和7年4月1日から、改正後の条例第8条第1項第2号及び第8条の2第1項第2号の規定は令和7年12月1日から適用する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、令和8年1月15日に支給する報酬は、第1条の規定による改正前の観音寺市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例別表の規定に基づく給料月額により支給するものとする。

(報酬等の内扱)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の観音寺市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例に基づいて支給された報酬等は、改正後の条例の規定による報酬等の内扱とみなす。

議案第88号

観音寺市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について
観音寺市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり定める。

令和7年12月19日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

人事院勧告に準じ、期末手当及び勤勉手当の支給月数並びに給料表の規定を改めるた
め、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 観音寺市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年観音寺市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「100分の125」を「6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に改める。

第16条の2第1項第2号中「100分の105」を「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

会計年度任用職員給料表

職務の級	1級		2級	
	号給	給料月額		給料月額
		円		円
1		195,800		242,000
2		196,900		243,300
3		198,100		244,700
4		199,200		246,100
5		200,300		247,500
6		202,000		248,900
7		203,600		250,300
8		205,200		251,700
9		206,700		253,100
10		208,400		254,300
11		210,000		255,600
12		211,600		256,900
13		213,100		258,100

14	214, 800	259, 300
15	216, 500	260, 500
16	218, 200	261, 700
17	219, 400	262, 800
18	221, 000	263, 900
19	222, 600	265, 000
20	224, 100	266, 100
21	225, 600	267, 000
22	227, 200	268, 000
23	228, 800	269, 000
24	230, 400	270, 000
25	232, 000	271, 000
26	233, 700	271, 900
27	235, 000	272, 700
28	236, 300	273, 600
29	237, 600	274, 400
30	238, 700	275, 200
31	239, 800	276, 000
32	240, 900	276, 700
33	242, 000	277, 400
34	242, 900	278, 200
35	243, 800	279, 000
36	244, 800	279, 600
37	245, 800	280, 300
38	246, 700	281, 100
39	247, 600	281, 800
40	248, 400	282, 500
41	249, 200	283, 200

42	249, 900	283, 900
43	250, 500	284, 600
44	251, 100	285, 300
45	251, 800	286, 000
46	252, 400	286, 600
47	253, 000	287, 300
48	253, 600	287, 900
49	254, 100	288, 600
50	254, 700	289, 200
51	255, 300	289, 900
52	255, 800	290, 600
53	256, 200	291, 100
54	256, 600	291, 700
55	256, 900	292, 300
56	257, 200	293, 000
57	257, 500	293, 600
58	257, 800	294, 200
59	258, 100	294, 800
60	258, 400	295, 500
61	258, 700	296, 100
62	259, 000	296, 700
63	259, 300	297, 200
64	259, 600	297, 700
65	259, 900	298, 200
66	260, 200	298, 800
67	260, 500	299, 300
68	260, 800	299, 900
69	261, 100	300, 300

70	261, 400	300, 800
71	261, 700	301, 300
72	262, 000	301, 900
73	262, 300	302, 400
74	262, 600	302, 800
75	262, 900	303, 100
76	263, 200	303, 400
77	263, 500	303, 600
78	263, 800	303, 900
79	264, 100	304, 100
80	264, 400	304, 400
81	264, 700	304, 600
82	265, 000	304, 800
83	265, 300	305, 100
84	265, 600	305, 300
85	265, 900	305, 600
86	266, 200	305, 800
87	266, 500	306, 100
88	266, 800	306, 400
89	267, 100	306, 700
90	267, 400	307, 000
91	267, 700	307, 300
92	268, 000	307, 600
93	268, 300	307, 800
94	268, 600	308, 000
95	268, 900	308, 300
96	269, 200	308, 700
97	269, 500	308, 900

98	269, 800	309, 200
99	270, 100	309, 500
100	270, 400	309, 900
101	270, 700	310, 100
102	271, 000	310, 400
103	271, 300	310, 700
104	271, 600	311, 000
105		311, 200
106		311, 500
107		311, 800
108		312, 100
109		312, 300
110		312, 600
111		313, 000
112		313, 300
113		313, 500
114		313, 700
115		314, 000
116		314, 400
117		314, 600
118		314, 800
119		315, 100
120		315, 400
121		315, 700
122		315, 900
123		316, 200
124		316, 500

125		316,800
-----	--	---------

第2条　観音寺市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第16条の2第1項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第1条の規定は令和8年1月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。ただし、令和7年12月1日以前に採用された者（当該日以前に退職した者を除く。）に限り、第1条の規定による改正後の観音寺市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は令和7年4月1日から、改正後の条例第16条第1項第2号及び第16条の2第1項第2号の規定は令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の観音寺市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第89号

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和7年12月19日提出

観音寺市長 佐伯明浩

1 工事名 第2運動公園グラウンド人工芝舗装工事

2 工事場所 観音寺市凪瀬町

3 請負金額 変更前 金369,600,000円

変更後 金375,282,600円 (金5,682,600円の増額)

4 受注者 香川県観音寺市村黒町776番地8

大和建設工業株式会社

代表取締役 小畠孝一郎

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び観音寺市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年観音寺市条例第55号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるため、本案を提出するものである。

参考

収入印紙

工事請負変更仮契約書

工 事 名 第2運動公園グラウンド人工芝舗装工事

工 事 場 所 観音寺市嵐瀬町

変 更 前 の 工 期 着 工 ----- しゅん工 -----

変 更 後 の 工 期 着 工 ----- しゅん工 -----

契約金額の 増減金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	5	6	8	2	6	0	0

うち消費税及び 地方消費税の額 の増減金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	5	1	6	6	0	0	0

[建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無]

- 該当する分別解体等の方法等 変更あり(別紙のとおり)
 該当しない 変更なし

発注者 観音寺市 と受注者 大和建設工業株式会社 は、令和7年6月26日の議決をもって契約となった上記工事の工事請負契約書及び設計図書の内容の一部を変更する契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約書は、観音寺市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年観音寺市条例第55号)第2条の規定により観音寺市議会の議決を経たとき、又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定による専決処分があったときに本契約が成立するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和7年12月1日

発注者 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市

観音寺市長 佐伯明浩 印

受注者 香川県観音寺市村黒町776番地8

大和建設工業株式会社

代表取締役 小畠孝一郎 印

令和7年度補正予算について

議案第90号	令和7年度観音寺市一般会計補正予算（第5号）	別冊のとおり
議案第91号	令和7年度観音寺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	別冊のとおり
議案第92号	令和7年度観音寺市国民健康保険伊吹診療所特別会計補正予算（第1号）	別冊のとおり
議案第93号	令和7年度観音寺市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	別冊のとおり
議案第94号	令和7年度観音寺市介護予防サービス事業特別会計補正予算（第2号）	別冊のとおり
議案第95号	令和7年度観音寺市下水道事業会計補正予算（第4号）	別冊のとおり

令和7年12月19日提出

観音寺市長 佐伯明浩